

石油危機の政治経済学(上)

ISHIGAKI, Kesakichi / 石垣, 今朝吉

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

38

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

133

(終了ページ / End Page)

175

(発行年 / Year)

1991-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006566>

石油危機の政治経済学 (上)

石垣 今朝吉

目次

- 一、はじめに
- 二、石油危機の序奏
 - アメリカにおける「石油危機」——
 - 1、第一回ニクソン・エネルギー教書
 - 2、第二回ニクソン・エネルギー教書
 - 3、アメリカにおける「石油危機」の発生
- 三、OPEC創立の背景
 - 1、OPECの創立
 - 2、イラン石油国有化問題
 - 3、スエズ運河国有化問題
 - 4、世界における石油産業の変貌

(以上、本号)

一、はじめに

国際石油資本、いわゆるメジャーとOPEC (Organization of Petroleum Exporting Countries、石油輸出国機構)とのあいだで、石油価格の値上げ、事業参加比率の引上げなど、既存の協定の改訂に関する交渉が一九七三年一〇月八日、ウィーンで開かれる予定であつたが、その矢先の一〇月六日、イスラエル軍とエジプト・シリア両軍との衝突、いわゆる第四次中東戦争が勃発し、それはまたたくまにエジプト・シリア両軍を支持する、世界有数の石油産出地域であるアラブ諸国をも巻き込んで、かれらに政治的武器として石油を利用する契機を与えることになつたのである。すなわち、戦争勃発当日、PLO (Palestine Liberation Organization、パレスチナ解放機構)は直ちに声明を発表し、石油を中東戦争の武器として利用し、アラブ諸国は産油を即時中止するよう訴えたが、これに呼応して翌七日、イラクは対イスラエル支援を続行するアメリカ・オランダへの報復措置として、同国第二の産油会社であるバストラ石油 (Bastrah Petroleum Co., BPC) に所有するアメリカ系メジャーのエクソン (Exxon) 、モービル (Mobil) の利権二・三・七五%、イギリス・オランダ系のシェル (Royal Dutch-Shell) 所有の利権二・三・七五%のうち、オランダ分の六〇%をそれぞれ国有化する⁽¹⁾と同時に、他のアラブ諸国もこれに倣い、アメリカ・オランダへの送油を停止するよう呼びかけた。一〇月八日から開かれたメジャーとOPECとの協定改訂は双方の主張が一致せず、一二日にいたつて二週間延期を決定して休会となつたが、同日、サウジアラビアは「イスラエルへの武器供与を続けるならば、アメリカと国交を断絶し、石油輸出を停止する」旨の警告を発した。このことから明らかなように、この時点ですでにOPECが石油戦略を発動することは不可避とみられるにいたつた⁽²⁾。

(1) P P S (Petroleum Press Service) 日本語版 (以下においては同誌をP P Sと略称する)、一九七三年一月号、四〇七ページ。

(2) O P E Cが石油を政治的武器として利用したのは、勿論この時期がはじめてではない。のちに述べる一九六七年六月の第三次中東戦争に際しても、すべてのアラブ産油国は米英(のちに西ドイツを含む)への石油の禁輸措置をとったのである。しかし、このときには北半球が夏に向かう石油需要の減退の時期であったし、また一九五〇年代のイラン石油国有化およびスエズ運河国有化をめぐる紛争時の経験から、石油消費国は各国とも大量の石油を備蓄していたために、大きな混乱はなかったのである。

同年一〇月一六日、O A P E C (Organization of Arab Petroleum Exporting Countries、アラブ石油輸出国機構) 閣僚会議のためクウェートに集まったペルシア湾岸六カ国(サウジアラビア、イラン、イラク、クウェート、アブダビおよびカタール)の代表は、その会議直前に、メジャーとO P E Cとのあいだにさきに決定した二週間の交渉延期をメジャー側の時間稼ぎであると見做し、旧協定(テヘラン協定)の破棄、メジャーとの交渉打ち切りと同時に、原油価格の七〇%引上げをO A P E Cの総意として一方的に決定する旨を通告したのである。しかもそののち開かれたO A P E C会議においては、「アメリカおよびイスラエル支援国に対する原油供給を直ちに九月に比べて五%削減し、イスラエルが六七七年戦争(第三次中東戦争)時のアラブ占領地から撤退するまで、それ以降も毎月同率の削減を行う」方針を決定した。この決定にしたがって同月一八日、サウジアラビアは一〇%の産油削減を発表し、他の湾岸諸国もこれに追随する措置をとるにいたった。

かくして、第四次中東戦争勃発に端を発したO P E C諸国の石油の政治的武器としての発動は、エネルギー源とし

て第一級の石油であつたためだけでなく、一九六〇年代と違つて相対的な「石油不足」時代にひき起こされたために、世界資本主義を震撼せしめ、きわめて深刻な影響を及ぼしていくことになつた。とりわけイスラエル支援国、つまりアラブ諸国にとつての敵対国への石油禁輸措置は、さしあたり敵対国、友好国、非友好国という三範疇³⁾への選別権が完全にアラブ諸国の手に掌握されたことを意味し、これによつて石油消費国の動揺はいつそう倍加されたのである。

世上いわれる石油危機の発生である。この場合、以上から明らかのように石油危機は直接には三つの内容をもつ。石油価格の急騰、産油量の削減、禁輸措置であるが、それによつてひき起こされる間接的な影響は測り知れない。本稿は以上の石油危機、いわゆる第一次オイル・ショックの解明に焦点をおきつつ、それがいかなる要因と過程によつてひき起こされたかの分析を主な課題としている。このことを通じて、石油危機が現代資本主義においてもつ歴史的意義も明らかになると思われる。

(3) 日本がこの三つの範疇のいずれに分類されるかをめぐつて、その過程を詳しく述べたものに、石川良孝「オイル外交日記」一九八三年、朝日新聞社、がある。

二、石油危機の序奏

——アメリカにおける「石油危機」——

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

アメリカ国務省は一九六八年各国政府に次のような文書を送付した。「アメリカの国内石油生産量は、まもなく生

第1表 世界地域別原油確認埋蔵量

(単位:100万バレル)

	1966年末		1967年末		1968年末	
	確認埋蔵量	可採年数	確認埋蔵量	可採年数	確認埋蔵量	可採年数
北 米	41,894(10.8)	12.4	45,032(11.2)	11.4	44,619(10.6)	11.6
うちアメリカ	31,452(8.1)	11.0	31,377(7.8)	9.8	30,707(7.3)	9.2
中 南 米	24,191(6.2)	15.6	23,992(6.0)	14.5	23,826(5.7)	14.1
西 欧	1,760(0.5)	13.2	1,971(0.5)	14.8	1,800(0.4)	14.1
東 欧	39,308(10.1)	19.1	37,752(9.4)	15.8	38,000(9.0)	16.9
北アフリカ	22,610(5.8)	29.1	29,059(7.2)	29.1	34,719(8.2)	25.5
西アフリカ	5,443(1.4)	24.8	4,939(1.2)	32.3	4,984(1.2)	60.8
中 東	241,412(62.2)	74.8	247,736(61.5)	67.7	261,065(61.9)	63.5
極 東	2,142(0.6)	22.9	2,177(0.5)	15.3	2,180(0.5)	16.4
大 洋 州	9,225(2.4)	43.2	10,051(2.5)	44.8	10,326(2.4)	38.8
世 界 計	387,985(100.0)	33.1	402,708(100.0)	31.0	421,518(100.0)	30.1

注：(1)可採年数とは確認埋蔵量を生産量で割ったもの。

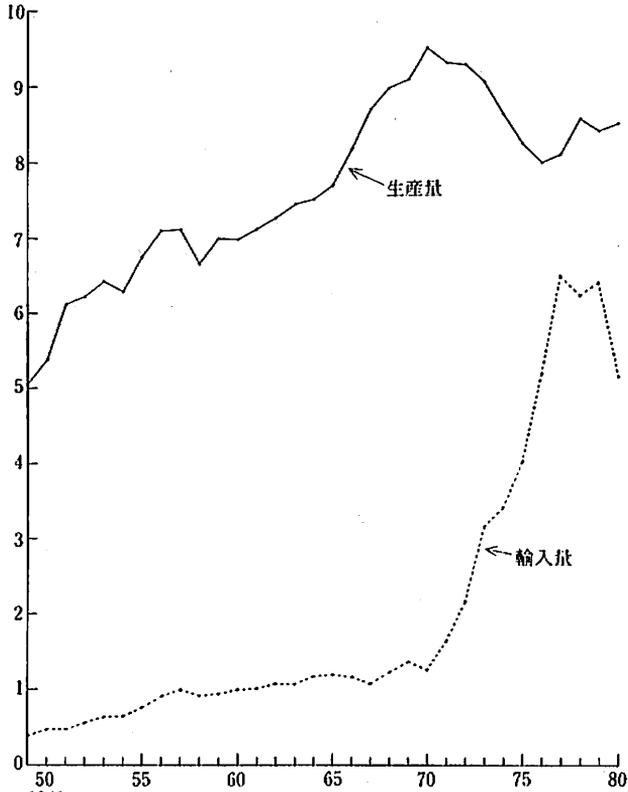
(2)ソ連は東欧に含まれる。

(3)カッコ内は構成比(%)。

資料：World Oil, each 15. Aug. 1968-1969.

産能力の上限に達するだろう」と。これはアメリカの緊急時のクッションとなる石油増産余力がいまや無くなるうとしている事実を、友好的な各国政府に知らせる必要があったからだと⁽¹⁾いう。一九六七年末現在、アメリカの原油確認埋蔵量は前年より減って三億七千七〇〇万バレルとなり、可採年数も前年の一一年が九・八年に一〇年を割るにいたったことが確認された(第1表参照)。これは国内の石油産業を保護し、また輸入原油への過度の依存は国家安全保障上危険であるとの理由のために、一九五九年以来、国内需要の一・二・二%を限度とする輸入数量割当制を実施してきた結果であり、これがひいては国内の油田開発に対する大きな刺激剤となってきたからである。こうした石油資源の枯渇問題が危機意識となつて、前述のような声明として現れたことは明らかである。一九七〇年、アメリカの国内原油生産は九六四万バレル/日というそれまでの最高量に達し、それ以降漸減していったが(第1図参照)、それと対照的に輸入量が増大し、一九七一年には対前年比で二七・三%、七二年には同じく三二・一%へ著増した。一九五〇年代後半に約三〇%もの原油をアメリカ

第1図 アメリカの原油の生産・輸入
 (単位：100万バレル/日)



資料：U. S. Dept. of Energy, *Annual Energy Review 1987*, p. 107
 より作成。

は中東に依存していたものが六〇年代に入って減少し、六九年には一二%にまで低落していたのだが、七〇年代に入ってから原油輸入量の増大は、中東地域への依存度を再び高める結果となり、七〇年における中東地域からの輸入シェア一二・八%が翌七一年には二〇・二%、実数にして二倍以上にまで一気に高まることになった(第2表参照)。

(1) R. Stobaugh & D. Yergin (ed.), *Energy Future, 1979*, chap. 1.

(2) PPS、一九七三年五月号、一六四ページ、日本経済新聞社海外特別取材班「石油はどうなる」一九七二年、日本経済新聞社、六四ページ。

一九七一年六月四日、ニクソン米大統領は第一回エネルギー特別教書を議会に提出したが、それは環境対策の観点に立つてきれいなエネルギーの供給確保をめざした総括的な長期計画であった。すなわち、一、硫酸酸化物制御計画、石炭ガス化計画など、きれいなエネルギーに対する研究と開発を助長し、一九八〇年までに新しい高速増殖炉の実験反応炉を完成する、そのための予算の増額を議会に求める。二、連邦政府所有地におけるエネルギー資源を開発する。それには外部大陸棚の石油・ガス賃貸鉱区を早期に入札・売りに出すこと。またオイル・シェール⁽³⁾資源を開発することなどが含まれている。三、核燃料の供給を確保する。四、エネルギー政策を効果的に組織化するために総合エネルギー政策を立案できる機構をつくる。以上がエネルギー教書の概要であるが、環境保護、公害防止の上からクリーン・エネルギーの供給への転換を訴え、しかも原油の自給化政策を強く押し出している点が注目される。

(3) オイル・シェール (oil shale = 頁岩油) とは石油を一〇%前後を含む水成岩をさす。

第2表 アメリカの地域別原油輸入

(単位:1,000 バレル/年)

	西半球	アフリカ	中東	極東	総計
1948年	105,912(82.0)	—	23,181(18.0)	—	129,093
1949	116,736(76.0)	—	36,950(24.0)	—	153,686
1950	136,096(76.6)	—	41,618(23.4)	—	177,714
1951	138,074(77.1)	—	37,501(20.9)	3,498(2.0)	179,073
1952	147,771(70.5)	—	56,556(27.0)	5,264(2.5)	209,591
1953	141,552(59.9)	—	80,934(34.2)	13,969(5.9)	236,455
1954	148,010(61.8)	—	77,764(32.5)	13,705(5.7)	239,479
1955	173,136(60.7)	—	100,344(35.2)	11,941(4.2)	285,421
1956	225,007(65.8)	—	103,517(30.3)	13,309(3.9)	341,833
1957	276,252(71.6)	—	85,123(22.1)	24,226(6.3)	385,802
1958	235,204(61.3)	—	124,658(32.5)	23,845(6.2)	383,707
1959	242,812(63.1)	—	117,550(30.6)	24,235(6.3)	384,597
1960	260,198(64.9)	1,459(0.4)	111,135(27.7)	28,054(7.0)	400,846
1961	267,231(64.9)	1,887(0.5)	120,371(29.2)	22,780(5.5)	411,968
1962	267,680(65.1)	9,808(2.4)	109,071(26.5)	24,480(6.0)	411,039
1963	278,933(67.6)	9,173(2.2)	103,214(25.0)	21,340(5.2)	412,660
1964	289,012(65.9)	17,743(4.0)	108,841(24.8)	23,017(5.3)	438,643
1965	283,377(62.7)	24,585(5.4)	121,908(27.0)	22,170(4.9)	452,040
1966	289,800(64.8)	31,543(7.1)	107,579(24.1)	18,198(4.1)	447,120
1967	301,002(73.1)	20,151(4.9)	67,977(16.5)	22,519(5.5)	411,649
1968	315,977(66.9)	57,461(12.2)	72,330(15.3)	26,555(5.6)	472,323
1969	337,847(65.7)	82,380(16.0)	61,616(12.0)	32,271(6.3)	514,114
1970	351,366(72.7)	44,365(9.2)	61,892(12.8)	25,670(5.3)	483,293
1971	378,102(61.6)	68,361(11.1)	124,155(20.2)	42,799(7.0)	613,417
1972	421,799(52.0)	172,105(21.2)	155,982(19.2)	60,926(7.5)	811,135
1973	532,238(45.0)	285,481(24.1)	292,988(24.7)	73,289(6.2)	1,183,996
1974	446,531(35.2)	356,121(28.1)	362,186(28.5)	103,992(8.2)	1,269,155
1975	453,772(30.3)	488,515(32.6)	409,496(27.3)	140,221(9.4)	1,498,181

注:(1)1972年の総計にはソ連からの輸入を含む。

(2)1974年以降、総計にヨーロッパからの輸入を含む。したがって1975年の構成比計は100.0とならない。

(3)カッコ内は総計を100とした構成比(筆者算定)。

資料: American Petroleum Institute, *Basic Petroleum Data Book*, Vol. IX, No. 2, May 1989.

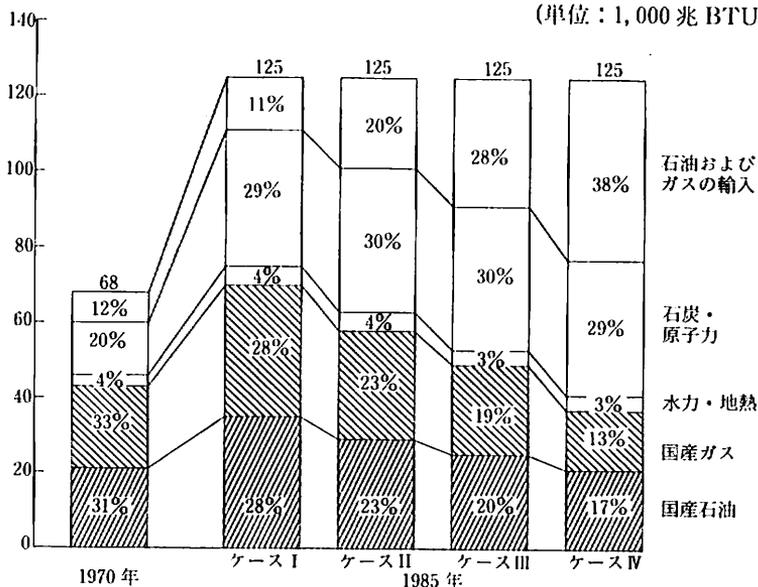
(4) エネルギー教書の概要は、P P S、一九七一年七月号、二六四ページ、石油連盟「内外石油資料」一九七二年版、五〇ページ、に紹介されている。

2、第二回ニクソン・エネルギー教書

第四次中東戦争勃発の約半年前の一九七三年四月一八日、ニクソン大統領は第二回目のエネルギー教書を発表した。それが直接の素材を提供したのが全米石油審議会 (National Petroleum Council, NPC) の答申書⁽⁵⁾であった。NPCは一九七〇年一月、二〇世紀末までのアメリカのエネルギー展望に立脚した総合的なエネルギー政策のあり方について国務省から諮問されていたもので、その答申書は一九七二年一二月に提出されたものである。NPC答申書は、一九七五年から一九八五年までの五年ごとに四つのケースに分けてエネルギー需給バランスを算定し、次に二〇〇〇年までを予測した上で、エネルギー政策のあり方を勧告するという構成をとっている。NPCの推定では、アメリカのエネルギー総消費量は一九七〇年の六八〇〇兆BTU⁽⁶⁾から平均年率四・二%で増加し、一九八五年にはほぼ倍増に近い一二五〇〇兆BTUに達するとされている。それを充足するためには、しだいに輸入エネルギーへの依存度が高まるのは必定で、現在の傾向をそのまま延長すれば、一九七〇年当時の輸入エネルギー依存度二二%が一九八五年には最悪のケースでは三八%になるといってわけである。もっとも、条件しだいでは依存度を低めることもできるとするもので、それが第2図にみられる四つのケースであって、最も楽観的なケースIから最も悲観的なケースIVまでを想定したものである。こうしたエネルギー資源の輸入への依存度の高まりは、アメリカの安全保障優先の原則からいつて由々しい問題であるだけでなく、一九七〇年現在二一億ドルにすぎないエネルギーの貿易収支の赤字額がケースIの場合には七五億ドル、ケースII一五三億ドル、ケースIII二二九億ドル、ケースIVにいたっては七〇年の一五倍

第2図 1985年のアメリカにおけるエネルギーの供給と消費

(単位：1,000兆BTU)



資料：『大蔵省調査月報』第62巻第5号，31ページ。

に相当する三一七億ドルに達するという点でも深刻な問題である。これを回避する施策として、一、在来燃料の埋蔵の探査、オイル・シェール、石炭合成によるガスや油の国内生産、カナダのタール・サンドの開発、二、燃料の生産効率および使用効率を上げること、三、石炭および原子力へのエネルギーの転換、四、地熱、太陽エネルギー、熱原子核融合など、新しいエネルギーの供給の増大、などが早急に進められる必要があるとしている。

(5) 答申書の概要は、石油連盟「内外石油資料」一九七二年版、「大蔵省調査月報」第六二巻第五号、に紹介されている。

(6) BTUは、British Thermal Unitの略で、一BTUは二五二カロリーに等しい。イギリス式の熱単位である。

(7) タール・サンドとはタール分あるいは重質の石油を多量に含んだ砂ないしは砂岩をさす。熱処理その他の方法でタール分を抽出し、精製すること

よって、普通の原油に近いものが確保できるといわれている。カナダに莫大な埋蔵量が確認されている。

NPCによる以上のような総合的なエネルギー政策の答申を受けて、第二回エネルギー教書⁽⁸⁾が発表された。この教書は、いままで述べてきた第一回エネルギー教書およびNPC答申書などに盛り込まれた基本線を受け継ぎ、いわば総括しているもので、アメリカのエネルギー政策についてもかなり具体的な提案を行うものとなっている。まずエネルギー政策の基本戦略ともいうべきものについて、次の六点を指摘している。一、あらゆる形態のエネルギーの国内生産の増加、二、より効果的なエネルギー節約、三、国家の安全と自然環境の双方の保護に沿いながら、最低のコストでエネルギー需要をみたす努力、四、エネルギー生産施設の建設を遅らせ阻害している過度の規制と行政措置の緩和、五、他の諸国と協力し、エネルギー分野の研究開発を行い、深刻な不足を防止する方法を見出すための行動、六、エネルギー資源のより賢明な利用、新資源と新しい形態のエネルギー開発に対する偉大なアメリカ官民の科学的、技術的能力の適用。

(8) 教書の全文は、石油連盟「石油資料月報」第一八巻第五号、に翻訳されている。これに対する論評はさまざまあるが、さしあたり、宮嶋信夫「国内資源見直す米エネルギー教書」(「エコノミスト」一九七三年五月一日号所収)、「エネルギー教書が示した新政策は供給難を解決するか?」(PPS、一九七三年五月号)を参照されたい。

これらの基本戦略を実現させるための諸方策として、次のことを提案している。第一に、「国内エネルギー資源の開発」については、新しく開発され、また契約期限満了後に継続生産される天然ガスについての価格規制の撤廃、ア

アメリカの石油とガスの約半分を保有する外部大陸棚の年間リース面積を三倍にする、外部大陸棚の開発によって、一九八五年までに年間のエネルギー生産はほぼ一億バレルの石油と五兆立方フィートの天然ガスを増大することができ、環境基準上、遅延しているアラスカ・パイプラインの建設を促進するため、現行の法的規制を撤廃する。オイル・シェールおよび地熱エネルギーの開発を強化する。アメリカの最も豊富で低コストのエネルギー源である石炭生産は、環境破壊の防止という理由で減少しつつあるが、国際収支と安全保障上、国内の石炭資源の開発と利用の拡大を最も優先的な国家目標とする。また一九七〇年の大気汚染防止法のうち、「一般福祉」にかかわる第二次基準の達成期限を延期する。さらに石炭・石油など、従来の化石燃料への過度の依存を改め、核エネルギーの開発をいっそう進めるべきである。原子力発電は一九八五年にはアメリカの発電電力量の四分の一以上に、二〇〇〇年には二分の一に達する。原子力発電は、「比類のない安全性を記録している」にもかかわらず、「いられない遅れ」を起こしており、そのために「不必要なコストが課され、エネルギー不足が加重されている」。こうした事態を改める必要がある。第二に、短期的にはエネルギー需要をみたすべく輸入の増大は不可避であり、教書発表の日から現行の輸入関税を撤廃し、同時に輸入量統制を一時停止する。また一九七三年の輸入割当数量までは無税とし、それ以上の輸入量についてのみ手数料を支払うものとする。長期的には国内石油資源の探鉱開発と製油所の建設を推進する。第三にはエネルギー節約について、産業界に対してはより効率的なエネルギー使用を、すべての労働者と消費者に対しては、電気のスウィッチを切ったり、自動車の冷暖房の使用を控えたり、エネルギーを有効に使用する製品の購入などを呼びかけている。

以上にみられるようなニクソン大統領によるエネルギー教書によれば、アメリカにおけるエネルギー危機とは、なによりもまず高度工業化社会におけるエネルギー需要の急増にもとづくエネルギー不足にあり、この意味で教書の前

文では「アメリカは明らかに、きわめて重大なエネルギーの挑戦に直面している。もし現在の傾向がそのまま続くな
ら、われわれは真のエネルギー危機に直面するに違いない。しかし、その危機は回避できるし、また回避すべきであ
る。適切な措置をとりさえすれば、アメリカは自らのエネルギー需要をみたしうる能力と資源をもっているからであ
る」と述べている。エネルギー問題はアメリカの場合、これまでも指摘してきたように、一義的には国家安全保障上
の問題から論議されており、したがってエネルギー不足、つまり輸入エネルギーへの依存の深化は安全保障の観点か
ら望ましくないとみられる。この点で、アメリカにおけるエネルギー危機とは国家安全保障の危機と同義であり、単
なる経済的次元の問題ではなくて、すぐれて政治・軍事的な次元の問題である点で特異の内容をもつものである。国
家安全保障という大義名分があるからこそ、公害を拡散し、地球環境を破壊するものとして強く指弾を浴びているア
ラスカのノース・スロープのパイプライン建設工事をはじめ、原子力発電所や製油所の建設、大型タンカーを受け入
れるための港湾整備、外部大陸棚での石油開発、などの強力な推進を訴えることもできるのである。こうして、教書
は国内資源の再開発に最重点をおいた、エネルギーの国内供給体制の樹立政策を提示したところに特徴があり、その
ためには自然破壊や公害拡散も止むを得ないとするものである。この点では、環境保護を求める市民運動に対する挑
戦でもあり、いわば大石油資本の利害を代弁するものともなっている。それだけではない。教書は「われわれはエネ
ルギー節約を促進する単独の最も有効な手段は、エネルギー価格に実際のコストを反映させることであることを認め
ねばならない」と述べている。これは従来まで低価格に抑制してきた天然ガスの価格規制がエネルギー浪費にひと役
買って来たことを指摘しているものであり、したがって「エネルギー価格に実際のコストを反映させること」、つま
りエネルギー価格の引上げこそがエネルギー節約の手段であるとするものである。このことによつて、天然ガスのみ
ならず、石油、電力など、あらゆるエネルギー価格の引上げの根拠が与えられることになったのである。いわば自国

の国民大衆への負担転嫁を図りつつ、危機回避の一方策を提示したものと見えよう。

(9) アメリカの大石油資本は、一九六〇年代半ば以降、石油企業から総合エネルギー企業へと転身しつつあった。そして七〇年代初頭までには、「石油独占はアメリカの国内に関する限り石炭、オイル・シエール、原子力と一次エネルギーのほとんどを取り扱う総合エネルギー企業としての体制をととのえていた。石油以外の新規参入部門で実際に利潤をあげるには、それらエネルギー価格が大幅に引上げられることおよび商業化を妨げてきた自然環境保護法令の緩和が実現される必要があるであつたのである。」(宮嶋信夫「メジャー・現代の石油帝国」一九七五年、日本評論社、七八ページ)エネルギー教書がアメリカの石油独占の利害をいかに代弁していたかを宮嶋氏は見事に明らかにしている。

なお、宮嶋氏が右で指摘されているのはアメリカ系メジャーについてであるが、そのみならず恐らくいずれのメジャーもそうであろうが、こうした単なる石油企業から総合エネルギー企業への転換を遂げるということは、きわめて重要な意味をもつと考えられるので、ここで簡単に次のことを指摘しておく。すなわち、アメリカ系メジャー(恐らく他のメジャーも含めて)は石炭産業や原子力産業など、一次エネルギーを自己の傘下に組み入れることによって、各種エネルギー間の競争を排除することが可能となつたということである。換言すれば、石油、石炭、原子力など一次エネルギーの供給をコントロールすることを通じて、メジャーは最大の利潤を創出する体制をつくり上げることができ、これを物語る。そしてこのことは、ある場合には大量の資金を石油部門に投入することによって石油産業の開発を促進させる代り、石炭産業を荒廃させ、またある場合には原子力部門への大量の資金投入によって、原子力エネルギーの世界における商品化を促進し、それを通じて環境・公害問題の世界的拡散の主役になつたことを意味する。

以上から明らかなように、ニクソン大統領によるエネルギー教書は、国内における石油資源の「枯渇」にもとづくエネルギー供給の不足にその危機の内容を求めるものであり、そのことによつて石油の海外依存度を高め、国家安全

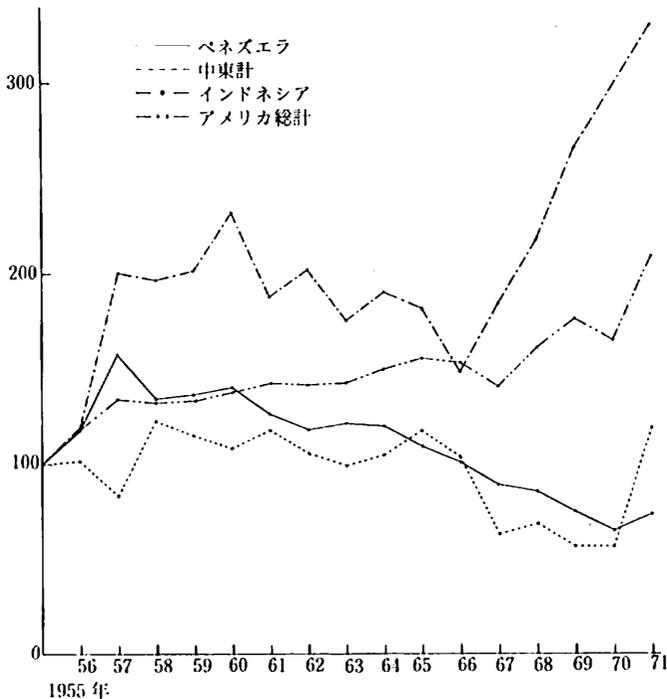
保障を脅かすものとするのである。この点で、世界資本主義の「憲兵」たるアメリカの世界的地位にもとづく「独自」の危機認識となっており、この限りでは世界の「エネルギー危機」とは切り離されているかのようにみえるのであるが、実はそうではなくて両者は密接に連動しつつ進行しているのである。

すでにふれたように、アメリカにおける原油生産は実際には一九七〇年にピークに達するのであるが、可採年数からいえば六〇年代末には一応安全年数の目安といわれる一〇年を割って「危機」的状况に立ちいたっていた。アメリカは一国としては世界最大の石油生産国と同時に石油消費国でもあり、生産量についていえば、世界原油生産総計のうちアメリカの占めるシェアは一九六九年二四%、七〇年二三%であり、また消費量については生産量を大幅に上回って、世界石油消費総計のうちアメリカは六九年三二%、七〇年三一%を占めている⁽⁹⁾。つまり、生産量は世界の約四分の一、消費量は約三分の一という巨大な石油王国をつくり上げている。このアメリカにおいて国内の産油能力の限界が世界に公表されれば、影響が甚大であることは想像に難くない。このことが他の産油国、とりわけOPECの結束を強め、メジャーへ一大攻勢をかける絶好の切っ掛けをつくることになった。アメリカの原油輸入の推移は、第一図ないし第2表から明らかなように一九七〇年にいたるまで漸増傾向にあったとはいえ、なお目立つほどの増大ではなかったが、それは国産原油の増加によってカバーされてきたからである。特に一九六〇年代後半のアメリカ国内における原油生産は急カーブを描いて激増しており、消費量も一九六〇年⁽¹⁰⁾とする指数では、六五年に一一六・一、つまり六〇年代前半の五年間は年平均三・二ポイントの割合で増えていたのに、六五年から七〇年にいたる五年間では年平均六・三ポイントと六〇年代前半のほぼ二倍の割合で増え続けたのである⁽¹¹⁾。これを要約すれば、一九六〇年代後半におけるアメリカの石油事情は、消費量の増大を国内生産量の増大でカバーし、海外原油にそれほど依存する必要はなかったということになる。

(10)(11) 以上の数字は、P.P.S.、一九七二年六月号所載のB.P統計から筆者が算出したものである。

では一体、一九六〇年代の後半において、その前半と比較してなぜ消費量の急増がアメリカでみられたのであろうか。それを確証するだけの資料が私の手許にはない。ただ、考えられうる最有力の要因の一つとして、アメリカのベトナム戦争への一九六五年からの本格的介入にもとづく大量の石油需要を指摘することができる。こうした戦時の石油需要を充足するために、アメリカは一つは国内生産を急増させる必要があったし、もう一つは輸入増によって賄う方法があった。第1図でも明らかのように、六〇年代前半漸増傾向を示していたアメリカの原油輸入は、六五年から六七年にかけて反転して減少し、六八年から再び緩やかに増加する傾向にあった。しかし、個別に検討してみると、こうした一般的傾向とは逆の動きを示していた輸出国もあった。第3図は、第2表から個別にとり出して指数化したグラフであるが、それをみるとアメリカの主な原油輸入先であるベネズエラ、中東、インドネシアのなかで、インドネシアだけが突出して増大していることがわかる。一九六〇年を境として、アメリカのインドネシアからの原油輸入は低落しているが、六六年から激増している。ここから次の推測が成り立つ。インドネシアのスカルノ大統領は、周知のように非同盟首脳会議の有力メンバーの一人であったが、一九六六年三月、スハルト將軍によって打倒され、ここに第二次大戦終結以来、インドネシアの独立・発展に指導的役割を果たしてきたスカルノ政権は崩壊した。反帝国主義、反植民地主義、非同盟主義を掲げて多くのアジア、アフリカ諸国の糾合を図ってきたスカルノ大統領の時代と違って、親米派のスハルト政権下でアメリカがインドネシアからの原油輸入を激増させているのは、ベトナムときわめて近距離に位置するインドネシアにおける政変の結果、ベトナム戦での石油需要を有利に充足させることが可能と

第3図 アメリカのベネズエラ、中東、インドネシアからの
原油輸入指数 (1955年=100)



なつたからではないか、ということである。スカルノの失脚とインドネシアからのアメリカの原油輸入の激増が余りにも符節を合わせているのは、単なる偶然とはいい切れないのではなからうか。このような推測が成り立つとすれば、一九六〇年代後半からのアメリカの国産原油の増大要因の一つにベトナム戦争へのアメリカの介入があつたからだということになる。

いずれにしても、一九六〇年代後半におけるアメリカ国産原油の顕著な増大の結果、六八年ごろを境としてそれが国内石油埋蔵量の目立つた減少に結びつき、アメリカ政府の「エネルギー危機」意識となつて現れたことは明らかである。このことが、のちに詳しくみるように、OPECの石油戦略に展

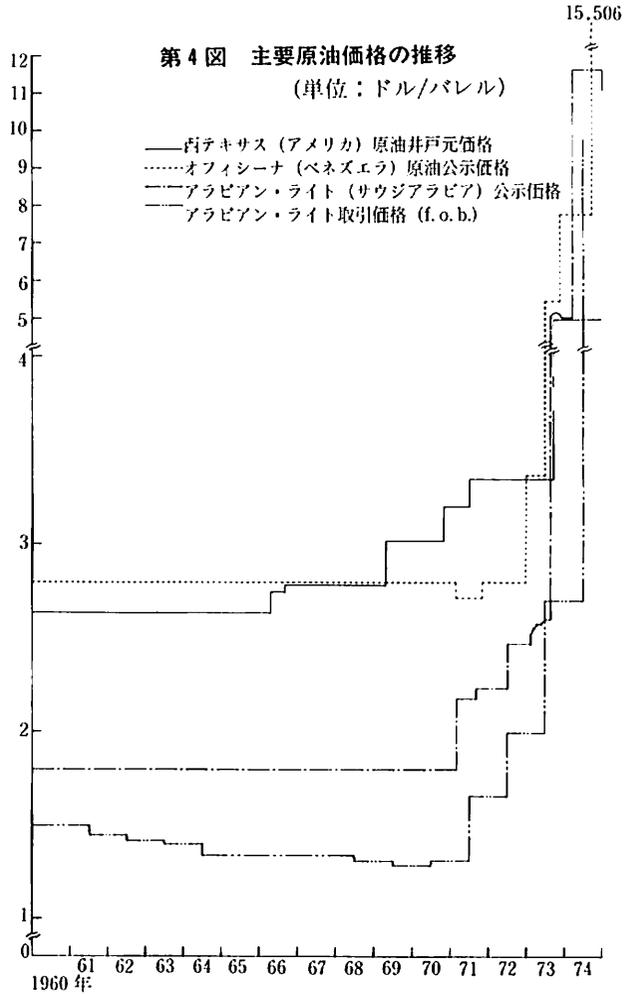
望を与える有力な契機になったのである。

以上の意味で、アメリカにおける「エネルギー危機」は、一九七三年の世界的な「石油危機」に直接連動していく性質のものであったといえる。

3、アメリカにおける「石油危機」の発生

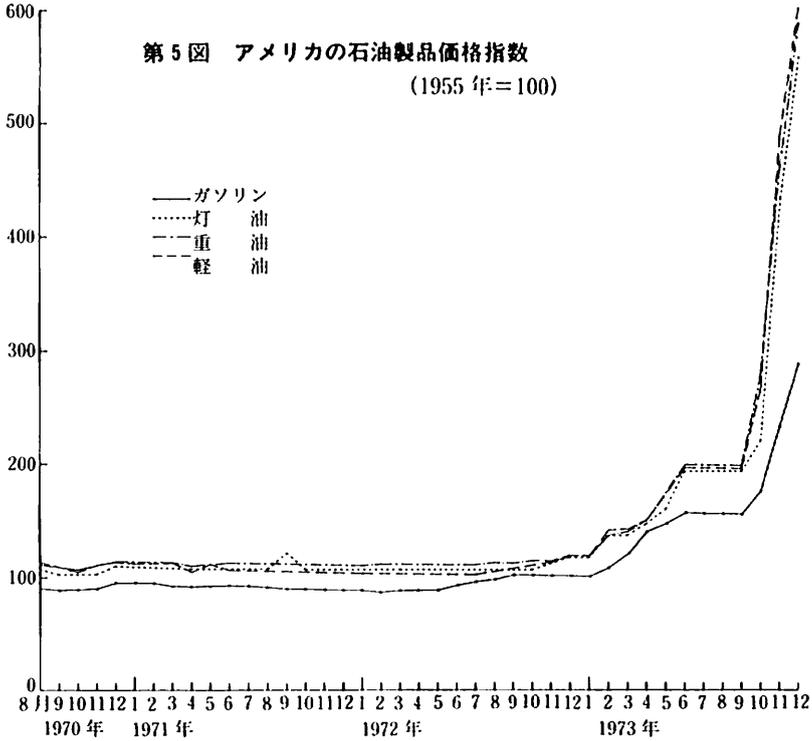
ところで、第一図から明らかのように、一九六〇年代後半から急増していたアメリカの原油生産は一九七〇年にピークに達し、それ以降漸減していったが、それと同時にアメリカの原油輸入が激増していった。すでに述べたように、一九五七年から始められた石油の自主輸入割当方式が五九年には強制的輸入割当方式に移行した際、国内需要の一・二％を限度とする輸入数量規制の枠は、六〇年代に入って大体守られた（一九五九年から一九七〇年にいたるまでその枠は最高一三・七％から最低一一・四％のあいだで動いていた）といつてよいが、七〇年代に入って様相が一変した。輸入原油は一九四九年に比し、七〇年の三・一倍から七一年には四倍に急伸し、国内石油総需要に占める輸入原油の割合は、七〇年の一二％から七一年には一五・一％、翌七二年には一九％に達した。一九七二年秋から七三年夏にかけて、アメリカの東部・中西部における燃料不足が深刻化し、多数のガソリン・サービス・ステーションが閉鎖または顧客への割当販売を余儀なくされ、最低の安全水準と見做されてきた三八日分のガソリン在庫も、三〇日分に落ち込んだといわれる。アメリカにおける原油生産の頭打ちとは裏腹に、石油に対する需要が依然として高水準を保つていたため、テキサスやルイジアナなどのアメリカにおける主要な油田は能力ぎりぎりの産油量まで引上げられたが追いつかず、到底需要をみたすことができなかつた。こうした事態のなかで、輸入規制の撤廃を盛り込んだ、さきに述べたニクソン大統領による第二回エネルギー教書が発表されたが、それは「エネルギー危機」をいつそう増

幅する役割を果たしたのである。これを反映して、アメリカの原油価格も、一九七〇年一二月には三・二ドル／バレル、七一年六月には三・三五ドル／バレルと世界の原油価格に先行して引上げられていった（第4図参照）。またアメリカ国内における石油製品も、久しく安定的に推移していたが、一九七二年一〇月以降動き出し、七三年に入って値上げが足早となつていった（第5図参照）。同年六月以降九月まで、いずれの石油製品価格も全く動きをみせなかつたのは、ニクソン大統領によって発せられた原油および石油製品を含む物価の六〇日間凍結令のせいである。しか



注：1973-1974年のアメリカ国産原油価格は統制価格。
 資料：アメリカ、ベネズエラは石油連盟「内外石油資料」各年版，サウジアラビアはOPEC, Annual Statistical Bulletin 1985.

第5図 アメリカの石油製品価格指数
(1955年=100)



資料：PPS、各年版

し、凍結令が解除されるや、一〇月以降う
なぎ上りに物価は上昇していった。

(12) PPS、一九七三年六月号、二一四
ページおよび同誌七月号、二六二ペー
ジ。

(13) PPS、一九七二年二月号、四〇
〇ページ。

かくして、世界一のエネルギー消費量—
それは人口一人あたりでイギリスの二倍
—を誇るアメリカにおいての「石油不
足」によって、世界石油市場での石油争奪
戦がメジャーのみならず、独立系会社によ
っても展開された結果、一九七三年夏には
石油の市場価格は公示価格を上回る現象が
生じた⁽¹⁴⁾。石油の市場価格が公示価格を下回
っている時代であれば、産油国の石油戦略

は公示価格の現状維持を擁護することにあるといえるであろうが、それが逆転して市場価格が公示価格を上回るにいたれば、それを拱手傍観している産油国はないであろう。市場価格と公示価格との差益を独占する石油会社に対して、産油国はその分け前を要求していくであろう。事実、リビア、アルジェリアおよびイラクなど、OPECの急進派は既存の協定の改訂を強く要求していったのだが、これはのちに再びふれる。ともあれ、世上いわれる石油危機以前に、すでにOPECによる価格引上げへの動きが開始されており、石油危機発生の素地が形づくられていたのである。一九七〇年代に入ってから以上のような事態の推移をみると、「原油値上げの真の原因はアメリカにあり、アラブ諸国にはない」のであって、OPEC価格の引上げに対し、「一九七三年一〇月のアラブ・イスラエル戦争は、都合のよい口実を提供したにすぎない」⁽¹⁵⁾といえよう。

(14) D. Yergin, *The Prize*, 1990. 日高・持田訳『石油の世紀』一九九一年、日本放送出版協会、(下)二七〇ページ。なお、第4図も参照されたい。

(15) B. Commoner, *The Politics of Energy*, 1979. 富舘孝夫訳『エネルギー大論争』一九八〇年、ダイヤモンド社、七三ページ。

三、OPEC創立の背景

1、OPECの創立

OPECが結成されたのは、一九六〇年九月一〇日から一四日までバグダッドで開催された、イラン、イラク、サ

ウジアラビア、クウェートおよびベネズエラの産油国首脳会議においてであった。周知のように、結成の直接の契機となったのはメジャーによる中東の原油公示価格の引下げであった。すなわち、中東の代表的な原油であるアラビア・ライトに例をとれば、一九五八年に一バレル当り二・〇八ドルであった公示価格は翌五九年二月に一・九〇ドルに引下げられ、さらに六〇年八月九日にはそれが一・八〇ドルにまで矢継ぎ早に引下げられていった。これが産油国をしてメジャーに対する反発を強めることになって、一気にOPEC結成にまで突き進ませた契機であった。したがって、OPEC結成の目的は「あらゆる手段をつくして、原油価格を引下げ以前の水準に復帰せしめる」(創立大会における決議) ことであつた。というのは、これら産油国における総輸出に占める石油の輸出シェアは九〇%以上という、いわゆる一次産品輸出国であり、公示価格の低下は直ちに外貨収入の減少をもたらすことになるからである。OPECは、カルテルとしてのメジャーに対抗する、資源保有国としてのカルテルの結成であり、このことはOPECの結成を許すほどまでにメジャーの寡占体制が弱体化したことを象徴的に示すものである。OPEC結成当時、上記五カ国は全世界の石油埋蔵量の六八%、原油生産量の三七%、原油輸出量の八五%を占めるといふ、まさに石油資源の巨大な宝庫を誇っており、それだけに他の未加盟産油国に対する組織化への誘因として作用する。OPECへの加盟国はそののち増えていき、カタール(六一年一月加盟)、インドネシア、リビア(六二年四月)、アラブ首長国連邦(六七年十一月)、アルジェリア(六九年七月)、ナイジェリア(七一年七月)、エクアドル(七二年十一月)およびガボン(七五年六月)となり、現在加盟国は一三カ国となっている。

(一) 公示価格(Posted price)は産油国が石油会社から受取る利権料および所得税を計算する際に基準となる価格で、一九四五年六月に設定されたのが始まりといわれる。このほかに、産油会社と消費国間の実際の取引に際して形成される

取引価格(実勢価格)があり、石油価格はこのような二重構造から成り立つ。元来は両価格間に乖離はなかったが、一九六〇年代の石油過剰期に、産油国側は公示価格を、収入減を防止するために据え置くことを主張したため、実勢価格とのあいだに格差が生じたものである。公示価格制度は一九七七年一月以降廃棄されて政府公式販売価格となり、ここに石油価格は一本化されることになった。

ところで、原油公示価格の引下げは原油過剰時代の到来を物語るが、なぜこの時期にいたって原油過剰がもたらされたのであろうか。それにはさしあたり二つの事件、一つはイランにおける石油国有化問題、もう一つはスエズ国有化問題、を取り上げれば十分であろう。

2、イラン石油国有化問題

世界最大の産油地帯中近東の石油業において、一番古い歴史をもつイランの石油を独占的に支配してきたアングロ・イラニアン会社(Anglo-Iranian Oil Co. AIOC)が一九三三年の利権協定の改訂に関して、イラン政府と交渉を開始したのは一九四八年であった。それは、同年にベネズエラにおいて石油会社と政府間で画期的な五〇対五〇、いわゆる利益折半協定が締結されたが、それに触発されてひき起こされる紛争を予見しての会社側の譲歩のあらわれであった。当時のイランのラズマラ政府とのあいだに、翌四九年七月、一部改訂についての合意が成立したにもかかわらず、イラン国会で承認されなかったのだが、国会の審議に手間どっているあいだに、サウジアラビアにおいては五〇年一月三日、ベネズエラ方式に倣った利益折半協定がアラムコ(Arabian American Oil Co. ARAMCO)とのあいだに成立するにいたり、これがAIOCに対するイラン国会の不満をいっそう噴出させることになった。協

定推進派のラズマラ首相が五一年三月七日暗殺されたのち、イラン議会は同月一五日に石油国有化法を可決成立させるにいたった。⁽⁵⁾同年四月二八日、それまでイラン石油政策委員会議長として国有化を推進してきたモハマド・モサデグがイラン議会において首相に選任され、その下で同年五月一日、A I O C の在イラン資産の接収が開始されたのである。国有化をめぐる紛争はここから始まる。

(2) A I O C は一九三五年、それまでのアングロ・ペルシア石油 (Anglo-Persian Oil Co.) から社名変更を行ったが、さらにこの紛争後に British Petroleum Co. (BP) となって、こんにちにいたっている (松村清二郎『O P E C と多国籍石油企業』一九七四年、アジア経済研究所、七二ページ)。

(3) A R A M C O の前身は、一九三三年創立されたカリフォルニア・アラビア・スタンダード石油 (California Arabian Standard Oil Co.) で、カリフォルニア・スタンダードとサウジアラビア政府とのあいだでの石油探掘権に関する協定にもとづいて探鉱活動が開始された。一九四四年に A R A M C O に社名変更を行ったが、資本参加は四社に上る (松村清二郎、前掲書、七八ページ、A. Sampson, 'The Seven Sisters', 1973, 大原・青木訳『セブン・シスターズ』一九七六年、日本経済新聞社、二一〇―二二三ページなどを参照)。

(4) D. Yergin, *ibid.* 邦訳 (下) 三二一ページ。

(5) 詳しい経過は R. O'Connor, *The Oil Barons*, 1972, chap. 5, A. Sampson, *ibid.* 邦訳一三六ページ以下、などを参照されたい。

A I O C はイギリス政府が同社の五一%の株式を所有するという、いわば半官半民の会社であり、国際石油資本七大メジャーの一つで、原油生産量において当時世界第三位を占め、しかも原油生産量の大部分がイランにおいてであ

つたから、イランのA I O C 接收策は、イラン政府とイギリス政府の対決⁽⁶⁾という展開を必然的に示すことになった。イギリスはA I O C 国有化に直面して、一方では軍事手段に、他方では法的手段に訴えるという硬軟両様の方策を模索したようである。後者については、イギリス政府は一九五一年五月二六日、イランの国有化措置は違法であり、石油はA I O C に帰属するからこれを買うのは盗品を買うことと見做すとして、国際司法裁判所に提訴の手續をとつたが、イラン政府はこの問題はイランの国内問題であり、同裁判所には紛争解決の権限がないと反論した。さらにイギリスは同年六月二〇日、同裁判所に対して再提訴したが、七月七日にイランは国際司法裁判所を脱退するという応酬が行われた。前者については、接收開始日と同時に、陸海空三軍司令官会議が設置され、軍事介入計画が策定された。当初、イギリス政府もその計画を承認したが、それによって必然的にソ連の軍事介入を招来するというアメリカ政府の強い反対に遭つて戦術を転換するにいたり、イラン石油の国外持出し禁止、イランへの物資供給の禁止など、徹底的な経済封鎖を敷くことになった。もつとも、当時のイギリス政府はアトリーを首相とする労働党政権であり、戦後のイギリスにおける産業国有化政策を推進しつづつた労働党政府として、イランの石油産業国有化政策に真向から対決することができなかったため、こうした優柔不断さを残さざるをえなかったともいえるのであるが、こうした経過のなかで、世界最大の製油所アバダンの操業は事実上中止するにいたり、さらに同年九月二五日、モサデグ首相はアバダンの居残るイギリス人の一週間以内の退去を命令することによって、アバダン製油所を正式に接收した。とはいうものの、アバダン製油所の操業停止はイラン石油業に壊滅的な打撃を与えることになったのである。

(6) 対決の様相の詳細は展開は、A. Sampson, *ibid.*, chap. 6, D. Yergin, *ibid.*, chap. 23, 小松直幹「石油資源戦争」一九七三年、三省堂、一〇〇—一〇三ページなどを参照。

OPEC統計によれば、イランの原油生産量は一九五〇年にそれまでの最高の六六万四三〇〇バレル／日を示していたのが、翌五一年には約半分近い三四万九六〇〇バレル／日に急減し、五二年には僅かに二万七六〇〇バレル／日、さらに五三年には二万六八〇〇バレル／日に激減した（後出の第3表参照）。一九五三年八月、アメリカのCIAに指導・援護を受けたイラン軍部のクーデタ⁽⁸⁾によって、モサデグ政権は倒壊し、代ってザヘディが首相に就任した。クーデタがアメリカの介入によって実行されたように、イラン石油問題の解決にも当然にアメリカの関与をひき起こしていく。アメリカのアイゼンハワー大統領は、大統領の石油顧問ハーバード・フーパー・ジュニアをダレス國務長官の特別代表に指名し、イラン問題解決を委任した。その処分箋として持ち出されてきたのがコンソーシアム案であった。五三年一二月、メジャーを中心にイランの石油開発のための新たな組織として、コンソーシアム (international petroleum marketing consortium)⁽⁹⁾ がロンドンで結成され、翌五四年四月、イラン政府との折衝を開始した。同年八月、メジャー各社の首脳による協定調印が行われ、同協定は同年一〇月二二日、イラン国会で批准されるにいたった。これによって、イラン石油問題の一応の解決が果たされたことになる。

(7) OPEC, Annual Statistical Bulletin 1985, p. 48. なお、イランの産油量が一九五〇年水準に達したのは一九五七年になつてからである。

(8) CIA 介入によるクーデタについては、宮嶋信夫、前掲書、第五章に詳しく述べられている。なお、D. Yergin, *ibid.*, chap. 23, も参照されたい。

(9) コンソーシアム結成がアメリカの反トラスト法違反になる経過とその解決策は、宮嶋信夫、前掲書、第五章、および A. Sampson, *ibid.*, chap. 6, に詳しい。

また、コンソーシアム結成とそれがイランにとつてもつ意義については、H. O'Connor, *The Empire of Oil*, 1956. 佐藤定幸訳『石油帝国』一九五七年、岩波書店、三七〇—三七三ページ、を参照されたい。

協定の骨子⁽¹⁰⁾は、一、旧アングロ・イラニアンの在イラン資産は、国有化に伴つて新しく設立されたイラン国营石油会社 (National Iranian Oil Co. NIOC) およびイラン国家に帰属する、二、コンソーシアムは石油の生産・精製および販売を排他的に担当し、それに必要な便益権・地上権を保有する、三、利益折半の原則を導入する、などにあつた。これから明らかなように、イラン石油の所有権はNIOCに帰属し、NIOCから請け負う形でコンソーシアム(正式にはIranian Oil Participants, Ltd.)が同国の石油開発に排他的にあたる、というもので、利益折半の原則を除けば、実質的には以前と殆んど変らなかつた。こうして、イランの石油開発事業を独占的に支配してきたAIOCは、いまやコンソーシアムの一員として四〇%の出資を与えられたにすぎず、代つてアメリカ系メジャー五社、すなわちスタンダード・ニュージャーシー (Standard Oil Co. New Jersey)、テキサコ (Texaco, Inc.)、スタンダード・カリフォルニア (Standard Oil Co. of California)、ガルフ (Gulf Oil Corporation)、モービル (Mobil Oil Corporation) が各七%ずつ、アメリカ系独立会社九社計五%、イギリス・オランダ系シェル (Royal Dutch-Shell Group) 一四%、フランス系石油会社 (Compagnie Française des Pétroles, C.F.P.) 六%、の資本参加が認められた。この結果、イラン石油の国有化をめぐる紛争の「調停役」として大きな役割を果たしたアメリカ政府をバックとするアメリカ系メジャーのみならず、アメリカ系独立石油資本までもが大挙してイラン進出を果たし、ここにイギリス石油資本の後退が余儀なくされるにいたつた。とはいへ、従来の一社独占によるイランの石油開発事業の管理は、複数のメジャーによる協調管理に代替されたにすぎなかつたのであるが。この意味で、イランに設立されたコンソーシアムは、「いかなる

国も国有化からなにもうるところがないこと、またカルテル〔すなわちメジャー〕の機構を通ずる以外にだれも石油を販売できると考えてはならないこと」を誇示したものであったといえよう。

(10) 松村清二郎、前掲書、九〇ページ。

(11) メジャー以外のアメリカ国内の独立会社で、当初はアメリカ系メジャー五社で四〇%を占めていたが、当時の反トラスト法違反問題から目を逸らさせ、いわば懐柔策として、また独立会社からメジャー保護への不満が噴出したため、一九五五年四月、メジャー五社の持分の一%ずつをこれら独立会社に委譲することになったものである。九社とは、Ritchfield, Signal, Aminol (American Independent Oil), Getty, San Jacinto Petroleum, Standard Oil of Ohio, Hancoke, Atlantic, Tidewater である (R. O'Connor, *ibid.*, chap. 6, 小松直幹、前掲書、一〇三—一〇五ページ、などを参照)。

(12) CDPはフランス政府が三五%の株式を所有する半官半民の会社であり、一九二四年に設立されたもので、国際石油資本七大メジャーにCDPを加えて、八大メジャーという場合もある。CDPについての詳しい紹介は、PPS、一九七三年二月号に掲載されている。

(13) H. O'Connor, *ibid.* 邦訳、三七三ページ(一)内は引用者。なお、A・サン普森も、「七大石油会社なしでは中東諸国はどうにも動きがとれず、ただ自国の石油の中で溺死してしまうということがはっきりした」といっている (A. Sampson, *ibid.* 邦訳一五五ページ)。

すでに述べたように、イランにおけるコンソーシアム設立によって一九五四年一〇月以降、イラン石油は世界市場に復帰したが、軌道に乗るのは五六年になってからであった。国有化をめぐる紛争が勃発して以来、イランにおける石油生産は事実上停止していたにもかかわらず、第3表から明らかなように、主要国の生産量は増大していったから、

第3表 主要国の石油生産

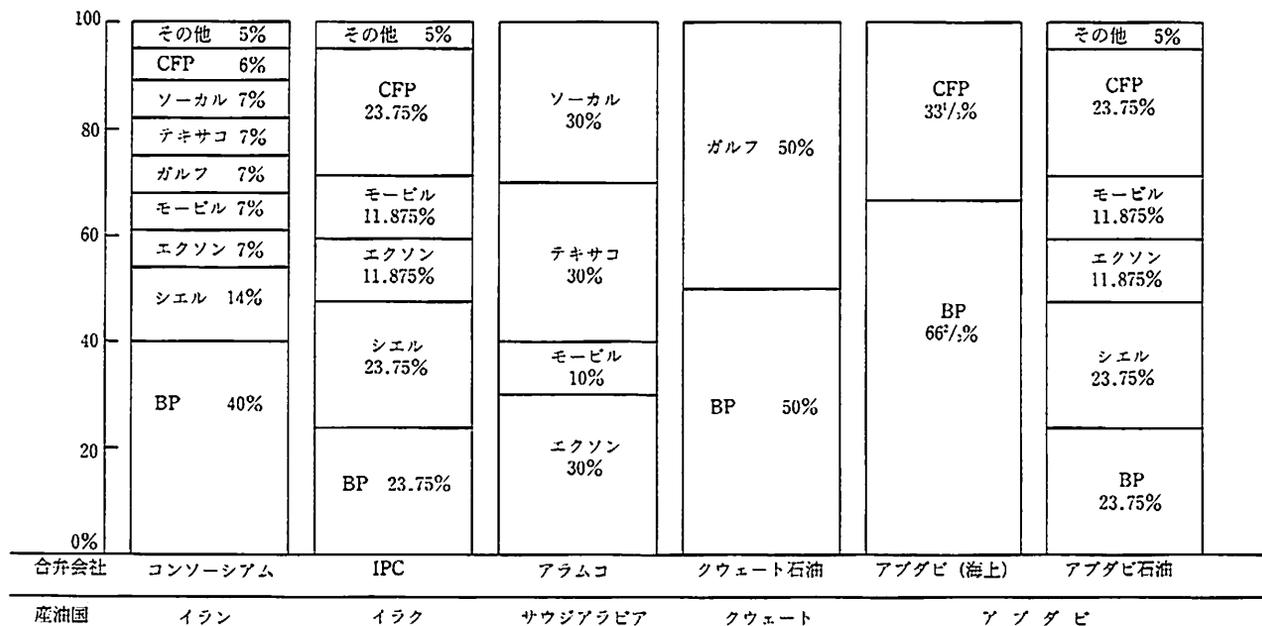
(単位:1,000 バレル/日)

	インド ネシア	イラン	イラク	クウェート	カタール	サウジ アラビア	ベネズエラ
1950年	132.6	664.3	139.6	344.4	33.6	546.7	1,498.0
1951	151.9	349.6	180.8	561.4	49.3	761.5	1,704.6
1952	170.6	27.6	389.0	747.1	69.0	824.8	1,803.9
1953	205.9	26.8	581.4	861.9	85.0	844.6	1,765.0
1954	217.6	61.4	636.2	959.7	99.9	961.8	1,895.3
1955	235.5	328.9	697.0	1,103.6	115.0	976.6	2,157.2
1956	254.8	541.8	641.0	1,108.5	123.9	1,002.8	2,456.8
1957	312.1	719.8	449.5	1,171.6	138.5	1,030.8	2,779.2
1958	325.1	826.1	731.3	1,435.8	175.1	1,058.5	2,604.8
1959	373.1	928.2	856.9	1,441.1	170.4	1,152.7	2,771.0
1960	409.6	1,067.7	972.2	1,691.8	174.6	1,313.5	2,846.1

資料: OPEC, Annual Statistical Bulletin 1985, p. 46 - 51.

世界における石油供給はイラン石油の供給途絶を十分にカバーしていた。特にイラク、クウェートおよびサウジアラビアにおける生産拡大はめざましく、この三カ国の産油量計が第3表での七カ国総計に占める割合は、一九五〇年に三〇・七％にすぎなかったが、五三年には五二・三％と過半を占めるにいたっている。第6図から明らかのように、イラク、クウェート、サウジアラビアの産油業を主に支配していたのは世界の七大メジャーであったから、AIOCによる石油供給中止を、メジャー相互の供給量増大でもって補い合っていたことになる。しかし、コンソーシアムの例にみられるように、イラン石油の操業停止に伴う「石油危機」は、メジャー以外の独立系石油会社、特にアメリカのその海外進出を促進することになった。その上、イラン国有化問題は、前年の五〇年六月に勃発した朝鮮戦争と時期的に重なって発生し、航空機燃料をはじめとして石油に対する需要が異常に高まっていたため、石油供給への不安をかき立てたことも、アメリカ系独立石油会社の進出を促した背景をなしていることはいうまでもない。こうして、「独立系石油会社と民族系石油会社」がその後続々と世界の石油市場に進出する⁽¹⁾ことになった。さらに、「これらの独立石油会社は石油の探鉱・開発利権を獲得するため、産油国に対し巨額のボーナス

第6図 中東における主要合併会社の出資比率 (1972年)



資料: A. Sampson, ibid. 邦訳 156 ページ。

第4表 原油の生産と輸送

(単位:100万メトリック・トン)

	1955年			1956年		
	生産	輸 出		生産	輸 出	
		スエズ運河 経 由	パイプライン 経 由		スエズ運河 経 由(1)	パイプライン 経 由
バーレーン	1.5	-	-	1.5	0.1	-
エジプト	2.0	0.1	-	1.8	-	-
イラン	17.1	4.4	-	26.5	7.1	-
イラク	33.7	3.9	25.1	31.3	3.6	21.0
クウェート	54.8	42.5	-	55.0	37.2	-
中立地帯	1.3	-	-	1.6	0.5	-
カタール	5.4	3.9	-	5.9	4.1	-
サウジアラビア	47.0	5.6	16.0	47.9	5.5	16.0
トルコ	0.2	-	-	0.3	-	-
計	163.0	60.3	41.1	171.9	58.1	37.0

注：(1)1956年1月-6月間の一般的な比率をもって1956年1月1日-10月28日の期間を推定したもの。

資料：United Nations, *Economic Development in the Middle East, 1955 - 1956, 1957*, p. 109.

を支払い、産油国に有利な利益配分や探鉱義務を受け入れるなど、当時としてはメジャーよりもはるかに産油国にとって有利な利権協定を結んだ⁽¹⁴⁾。この結果、独立系石油会社は中東、北アフリカなど世界各地で原油生産を開始し、メジャーの一角に食い込んで、六〇年代における石油過剰時代を出現させることになったのである。

(14) D. Yergin, *ibid.* 邦訳(下)ハーパージ。

(15) 牛島俊明『OPEC 新石油帝国の誕生』一九七二年、日本経済新聞社、二二―二三ページ。

3 スエズ運河国有化問題

イラン石油問題が一応の決着をみてから、約二年後の一九五六年七月にスエズ運河国有化問題が発生した。すなわち同年七月二六日、ナセル・エジプト大統領はアレキサンドリアでの演説で、万国スエズ運河株式会社(会社の正式名)の国有化を宣言した⁽¹⁶⁾。国有化紛争で一時操業を停止していたイラン石油産業が、すでに述べたような新たに組織

された国際的なコンソーシアムの手で軌道に乗り始めた時期であつただけに、その衝撃は大きかつた。第4表によれば、一九五五年現在、中東における石油の総生産量は約一億六三〇〇万トンで、このうち四一一〇万トン（総量の二五・二％）はパイプライン（送油管）によつて東地中海の積出港に運ばれ、さらに六〇三〇万トン（同三七・〇％）はスエズ運河を通つて、主としてヨーロッパ消費国に運ばれている。したがつて、スエズ運河はヨーロッパ経済にとつて不可欠な石油の重要な通路をなしており、仮に航行不能に陥れば、ヨーロッパ経済にとつて重大な支障をきたすことは明白であつた。この意味で、イラン石油の操業が再開されたものの、ペルシア湾から積出される石油がスエズ運河を通過できずに、アフリカの南端を通つて運ばれることになれば、日数とコストは異常に膨らむことになる。結局、ナセルによるスエズ運河の国有化措置に対抗して、英仏などの軍事介入を呼び起こすことになつた点からいえば、軍事介入なしで解決されたイラン石油国有化問題とは比較にならないほど、スエズ問題はヨーロッパに対して深刻な打撃を与えたといえよう。

(16) スエズ運河国有化問題を取り上げている著作は多いが、さしあたり、脇村義太郎「中東の石油」一九五七年、岩波新書、甲斐静馬「中近東」一九五七年へ改版一九七〇年、岩波新書、が手頃な解説を与えている。

スエズ運河は、フランス人を主体に、イギリス、アメリカ、オランダ、エジプトなどの各人からなる理事会によつて経営されていた。⁽¹⁷⁾しかし、スエズ運河が開通して間もなく一八八二年にイギリスがエジプトを占領して植民地化して以来、会社の運営は実質的にイギリスによつて取り仕切られてきたといつてよい。第二次大戦後、民族解放、反植民地主義の世界的な潮流のなかで、一九五二年七月ナギブのクーデタによつて、エジプト王政が崩壊して共和政に

移行し、五四年四月、それまでのナギブに代つて首相の地位に就いたナセルは、同年一〇月イギリスとの協定を成立させて、五六年六月までにイギリス占領軍のエジプトからの全面撤退に合意させた。イギリス軍の完全撤退の直後の六月一八日、共和憲法が公布され、初代大統領に選ばれたナセルは、翌七月、さきに述べたスエズ運河国有化宣言を發したのである。

(17) スエズ運河開通後の運営の経緯については、脇村義太郎、前掲書、V、を参照されたい。

ところで、石油輸送の要路としてのスエズ運河の地位を、第4表とは別の角度からみた第5表によつて確認しておこう。それによれば通過船舶数でいえば、一九五〇年以降、オイル・タンカーが過半を占めており、商品総量からいえば、紅海から地中海へ向かう北行きの商品総量のなかで石油の占める比率は約八割近い。地中海から紅海へ向かう南行きの商品総量が、一九五五年については二割にみえない点からいっても、石油輸送の重要性がうかがわれる。スエズ運河を通過する石油輸送の行先の殆んどがヨーロッパであることはいうまでもない。一九五五年現在、商品総量ははじめで一億トンを超えており、そのなかで圧倒的には北行きの商品量が占めて、八一%に達している。世界有数の石油大消費地域である西ヨーロッパ諸国は、みずから石油資源をもたず、したがつてその石油の大部分を中近東地域からの輸入に依存せざるをえない現状からいって、スエズ運河はヨーロッパへの石油輸送の大動脈をなしているといえる。

いうまでもなく、イギリス、フランスはスエズ運河国有化に強硬に反対したが、それは直接にはスエズ運河の利権にかかわるものであつた。第5表によれば、一九五四年のスエズ運河会社の受取総額は三〇三〇万エジプト・ポンド

第5表 スエズ運河通行量と収入

	通過船舶数		商品総量(100万トン)				運河通過税 (100万エジプト・ポンド)	
	総数	オイル・ タンカー(1)	計	南行き	北行き		スエズ運河公社 (受取総額)(2)	エジプト政府 (3)
					貨物総量	石油		
1950年	11,751	6,600	72.6	12.1	60.5	47.5	26.7	3.4
1951	11,694	5,900	76.8	17.4	59.3	42.9	26.2	4.1
1952	12,168	6,200	83.4	22.0	61.4	45.9	26.7	3.8
1953	12,731	6,500	90.4	22.5	67.9	49.4	28.9	3.6
1954	13,215	6,900	96.9	22.4	74.5	57.0	30.3	4.6
1955	14,666	8,000	107.5	20.1	87.4	66.9	32.2	6.3
1956 (4)	13,291	7,000	99.6	18.1	82.9	65.7	29.4	-
1957	10,958	5,800	81.3	14.1	67.2	54.1	24.5	
1958	17,842	9,600	139.3	24.9	114.4	94.4	42.1	
1959	17,731	9,200	148.2	26.5	121.7	98.7	44.5	
1960	18,734	9,800	168.9	29.3	139.6	114.4	50.4	
1961	18,148	9,100	172.4	32.8	139.6	114.4	51.9	

注：(1) 100の位に近い概数。

(2) 1956年の国有化以前はスエズ運河会社。

(3) 1950 - 1955年の期間はスエズ運河会社からエジプト政府に支払われた年額。

(4) 1956年11月から1957年4月9日までスエズ運河の航行不能。

資料：United Nations, *Economic Development in the Middle East, 1959 - 1961, 1962*, p. 169.

(二) エジプト・ポンド_ニ・八七一五六ドルで換算して約八七〇〇万ドル)、うちエジプト政府の受取分はその一五・二%にあたる四六〇万エジプト・ポンド(約一三二〇万ドル)にすぎず、また翌五五年にも会社の受取総額三二二〇万エジプト・ポンド(約九二四六万ドル)に対して、エジプト政府の受取分は一九・六%にあたる六三〇万エジプト・ポンド(約一八〇九万ドル)と、いずれも会社側の受取りは八〇%を超える巨額なものであった。一九五〇―五五年の六年間の平均では、エジプト政府の分け前は総額の一五・一%にすぎなかった。エジプトの法律にもとづいてエジプトにおいて設立されたスエズ運河会社は、一八六九年の開通以来約一世紀近く、主に英仏がその利権を掌握してきたのであり、こうした経済的利害がイラン石油紛争の場合と同様に強く働いたことは否定できない。

しかし、根はもっと深いところにあったよう

ある。それは次のような事情である。一九五五年四月、植民地を脱却したアジア・アフリカの二九カ国がインドネシアのバンドンにおいて反植民地主義、民族独立をかかげて「アジア・アフリカ会議」を開き、前年四月の中国の周恩来首相とインドのネルー首相との共同声明、いわゆる平和五原則に立脚した「バンドン一〇原則」を採択して、アジア・アフリカ地域における連帯を宣言した。この歴史的会議において指導的な役割を果たした一人がエジプトのナセルであった。このうち、ユーゴスラビアのチトー、インドのネルーとともに非同盟主義、軍事同盟反対を鮮明にしていたナセルは、アジアからアフリカへと拡大する傾向をみせていた非同盟主義の頭領と目されるようになっていった。こうして、アラブ・ナショナリズムの旗手となったナセルに対して、重大な脅威を感じたのは英仏であった。すでにインド、ビルマ、セイロンなど、アジアから全面的に後退を余儀なくされていたイギリスにとって、最後の拠点ともいえるべき中近東からも撤退しなければならないことは、イランの例でも実証されたように、世界の列強としての自己の地位をいつそう低下させ、逆にアメリカの進出を許すことにもなつて、自己の凋落にますます拍車をかけることを意味する。イギリス帝国主義にとつて、アラブ・ナショナリズムの拡大・発展を阻止することは至上課題となる。また、フランスは前年の五四年一月から始まったアルジェリア民族独立のための武力蜂起に対して、北大西洋条約機構(NATO)の支援の下で、兵力の大部分を投入して戦闘を開始していた。アラブ諸国の一員としてのアルジェリアにおける解放戦争に勝利するためにも、アラブ・ナショナリズムの旗手としてのナセルを打倒しなければならず、スエズ国有化問題を契機として、フランスのアラブ世界への敵意は鋭き出しとなつていった。

第二次大戦後の以上のような反植民地主義・民族独立の世界的潮流の前に、矢面に立たされ、窮地に陥つた旧宗主国英仏は、アラブ諸民族と対立するイスラエルを誘つて一九五六年一〇月末に軍事行動を起こすにいたり、いわゆるスエズ動乱が勃発した。スエズ戦争は英仏側の惨敗のうちに短期間で終止符が打たれたが、それはソ連の軍事介入の

危険性が増大したからである。しかし、スエズ運河は戦争勃発直後に閉塞され、船舶の運航が不能に陥つたのである。その上、イラクから地中海沿岸へと通ずるイラク石油会社 (Iraq Petroleum Co., IPC) のパイプラインがこの戦争に際してシリア国内で爆破され、中近東からのヨーロッパへの石油輸送は、きわめて深刻な事態を迎えることになった。油送路としての運河はもとより、パイプラインすら安全でないことが実証されたのである。

英仏イスラエル三軍の即時エジプト撤兵をめぐる問題は、国連を舞台として矢継ぎ早にさまざまな提案がなされたが、一九五六年一月二二日をもって、英仏軍のエジプトからの撤退が完了した。このうち、国連軍によるスエズ運河の清掃が行われ、翌五七年二月上旬には除去の困難な二つの障害物——沈められた大きな曳船とフリゲート艦⁽¹⁸⁾——を除いてほぼ清掃は完了した。ところが、イスラエルはガザ地区やアカバ湾地区の占領を継続して居座つたままであるので、エジプトはイスラエル軍の撤退と引き換えでなければ二つの障害物の除去を許可しないとの声明を出し、またシリアも、イスラエルの完全撤退を条件としてのみパイプラインの修理に応ずる旨を声明した。ここから再び国連を舞台にイスラエル撤兵問題が討議されたが、イスラエルが撤退を拒否したため、アメリカが直接動き出し、結局アメリカの圧力の下でイスラエルはエジプトからの撤退を受け入れることになった。五七年三月上旬のことである。これによってスエズ運河の清掃が再開され、またシリアにおけるパイプラインの修理作業も着手され、同年四月八日、スエズ運河の航行再開が可能となったのである。

(18) 脇村義太郎、前掲書、一九六ページ。

ところで、スエズ国有化宣言以来、ヨーロッパへの石油供給の途絶を想定した供給計画について、アメリカ系メジ

ヤーおよび独立石油会社など石油業者からなる中東緊急委員会 (Middle East Emergency Committee, MEEC) がアメリカにおいて設置され、一九五六年八月下旬から活動を開始していた⁽⁹⁾。対西欧石油供給計画——主としてアメリカ国内および西半球における石油増産計画——や石油輸送計画の立案の大綱が作成された。スエズ戦争の勃発と共に、MEECは約一カ月休会となったが、一二月上旬に再開され、大綱に沿ってその計画が実施されていったため、厳しい冬を前にしたヨーロッパの石油不足は解消されていった。イラン石油紛争と同様、ここでも独立系石油業者に活躍の舞台が与えられたことよって、以後石油供給はメジャーの独壇場ではなくなっていたことがきわめて重要である。

(19) MEECの構成や対西欧石油援助計画の詳細については、石油問題研究会編「OPECとその国際環境」一九六六年、アジア経済研究所、五一—二ページを参照されたい。

4 世界における石油産業の変貌

一九五〇年代における以上のようなイランおよびスエズにおける国有化をめぐる紛争を契機として、世界の石油産業は大きな変貌を遂げていったが、それについて若干指摘しておきたい。

まず第一に、中東地域における政治的不安定を反映して、石油消費国では一点集中的な石油依存体制から脱却しようという試みがなされ始めたことである。第6表から明らかなように、一九五五年から五九年にかけて中東からの原油輸出量は、三億八六〇〇万バレル増加したものの、総計に占める割合はごく僅か(五八%から五八・五%)しか伸びなかったのに対し、その他地域のシェアは七・一%から一一・二%へと躍進している。その他地域とは極東、特に

第6表 自由世界における原油輸入量

(単位：100万バレル)

輸 入 先	輸 出 地 域								増加率 (%)
	ベネズエラ・ 南領アンデル諸島		中 東		その他地域		合 計		
	1955年	1959年	1955年	1959年	1955年	1959年	1955年	1959年	
北 米 合 計	504 (73.6)	545 (69.8)	110 (16.1)	148 (19.0)	71 (10.4)	88 (11.3)	685 (100.0)	781 (100.0)	14
内カナダ	66 (75.9)	73 (63.5)	10 (11.5)	34 (29.6)	11 (12.6)	8 (7.0)	87 (100.0)	115 (100.0)	32
アメリカ	141 (49.5)	167 (47.4)	100 (35.1)	115 (32.7)	44 (15.4)	70 (19.9)	285 (100.0)	352 (100.0)	24
南 米 合 計	35 (55.6)	58 (61.4)	26 (41.3)	25 (27.8)	2 (3.2)	7 (7.8)	63 (100.0)	90 (100.0)	43
西 欧 合 計	63 (8.9)	88 (8.5)	624 (87.8)	858 (82.9)	21 (3.4)	89 (8.6)	711 (100.0)	1,035 (100.0)	46
内フランス	8 (4.5)	17 (7.7)	168 (94.4)	190 (85.6)	2 (1.1)	15 (6.8)	178 (100.0)	222 (100.0)	25
西ドイツ	5 (9.4)	19 (15.4)	47 (88.7)	101 (82.1)	1 (1.9)	3 (2.4)	53 (100.0)	123 (100.0)	132
イタリア	6 (4.8)	4 (2.2)	117 (93.6)	160 (88.4)	2 (1.6)	17 (9.4)	125 (100.0)	181 (100.0)	45
オランダ	22 (26.2)	11 (12.0)	51 (60.7)	73 (79.3)	11 (13.1)	8 (8.7)	84 (100.0)	92 (100.0)	10
イギリス	17 (8.7)	35 (12.3)	172 (87.8)	224 (78.6)	7 (3.6)	26 (9.1)	196 (100.0)	285 (100.0)	45
ア ジ ア 合 計	—	1 (0.4)	176 (92.1)	239 (85.7)	15 (7.9)	39 (14.0)	191 (100.0)	279 (100.0)	46
内 日本	—	—	40 (75.5)	116 (83.5)	13 (24.5)	23 (16.5)	53 (100.0)	139 (100.0)	162
オセアニア合計	1 (1.6)	1 (1.1)	47 (77.0)	59 (62.8)	13 (21.3)	34 (36.2)	61 (100.0)	94 (100.0)	54
アフリカ合計	3 (12.0)	9 (20.5)	21 (84.0)	27 (61.4)	1 (4.0)	8 (18.2)	25 (100.0)	44 (100.0)	76
総 計	609 (34.9)	725 (30.3)	1,013 (58.0)	1,399 (58.5)	124 (7.1)	268 (11.2)	1,746 (100.0)	2,392 (100.0)	37

注：カッコ内は輸入先別からみたそれぞれの年の構成比。

資料：PPS, 1961年4月号, 151ページの表から算出。

インドネシアとアフリカにおけるアルジェリア、ナイジェリア、ガボン、コンゴなどの新興産油国を指すと思われるが、絶対量では一億四四〇〇万バレルの増加をみせている。ベネズエラおよび蘭領アンチル諸島の占める割合は、五年の三四・九%から五九年には三〇・三%に低下し、石油輸出市場としての地位を後退させているのが注目される。また主要国のなかで、カナダ、オランダ、日本を除いて、いずれの国も中東への依存度を低め、アメリカ、フランス、イタリア、イギリスはいずれもその他地域への依存度を大幅に高めている。ただし、中東における輸出総量のみをみれば、五五年および五九年兩年におけるシェアは、北米が一〇・九%、一〇・六%、西欧六一・六%、六一・三%、アジア一七・四%、一七・一%と大きな変化がみられず、中東の原油輸出先は依然としてこれら三大陸、特に西ヨーロッパに集中している。さらに、これらにソ連圏からの石油輸出が加わり、特に五〇年代後半には中近東における紛争が影響して、石油消費国としての西側諸国のソ連圏からの輸入が著増した。すなわち、ソ連圏からの推定石油輸出量は一九五七年に七七二万トンにすぎなかったが、翌五八年には一〇〇〇万トンを超え、六〇年には二二七〇万トンと、僅か三年間に約三倍に激増した(第7表参照)。なかんずく、西ヨーロッパはソ連圏石油総輸出量の約四分の三を占め、これは西ヨーロッパ全体の原油および石油製品輸入量の九%、EECのみについていえば、その一一%に相当するといわれている。こうした石油依存地域の分散化は、安全保障上からいっても重要な課題であつて、早い時期からアメリカの注目するところであつたが、それに決定的な影響を与えたのが一九五〇年代の国有化をめぐる紛争であつた。

第二に、こうした石油供給基地の分散化に与つて力があつたのは、アメリカ系、フランス系、イタリア系などを含む独立石油会社であつたということである。国際的石油資本、いわゆるメジャーとは無関係な独立会社(independent companies)は第二次大戦後、世界的規模で活動し始めたが、その直接の契機をなしたのが一九四〇年代末から

第7表 ソ連圏の石油推定輸出量 (単位：1,000トン)

	1957年	1958年	1959年	1960年
西ヨーロッパ計	5,930	7,610	12,220	16,760
内 イタリア	820	1,240	3,100	5,300
西ドイツ	910	1,180	1,900	2,800
フィンランド	1,460	1,500	1,300	2,250
スウェーデン	510	750	1,440	1,440
フランス	550	970	1,240	1,070
オーストリア	260	440	900	1,000
ギリシャ	280	230	600	1,060
ユーゴスラビア	390	340	410	360
ノルウェー	180	150	380	270
ベルギー	160	240	350	370
アイスランド	310	280	300	350
イギリス	(a)	(a)	80	190
デンマーク	-	40	100	170
オランダ	100	210	70	80
スイス	-	40	50	50
ラテン・アメリカ計	-	1,110	1,040	2,240
内 キューバ	-	-	-	2,020
アルゼンチン	-	940	650	-
ウルグアイ	-	170	350	80
ブラジル	-	-	40	140
その他計	1,790	2,740	3,085	3,700
内 アラブ連合	1,220	2,110	2,540	1,900
日本	-	-	80	1,200
その他	570	630	465	600
合計	7,720	11,460	16,345	22,700
年間増加率(%)	-	48	47	35

注：(a)はその他諸国に含まれている。
資料：PPS, 1961年4月号, 125ページ。

の石油国有化をめぐる紛争であったといつてよい。すなわち、長期間にわたつて帝国主義的列強の支配下におかれてきたアジア・アフリカにおける植民地大衆は、戦後、政治的独立を獲得してくるが、そのなかでとりわけ産油国は、自国の石油産業において全く一方的に植民地型経営をやつてきた国際石油資本に対して利権条件の改訂を要求し、あるいは交渉がうまく行かなかつた場合にはいっきよに国有化措置をとつた。それは戦後の資本主義世界が経済再建のため石油需要を急増させたことや、新たに独立を果たした産油国が豊富な地下資源をばねに自国の経済発展を意図し

第8表 北アメリカ以外の自由世界における産油量

（単位：1,000 バレル）

	大手石油会社		独立石油会社		その他		計	
	1957年	1961年	1957年	1961年	1957年	1961年	1957年	1961年
中 東	3,370 (95.1)	5,260 (93.3)	100 (2.8)	235 (4.2)	75 (2.1)	140 (2.5)	3,515 (100.0)	5,635 (100.0)
カリブ海域および 南アメリカ	2,910 (91.0)	2,845 (78.8)	65 (2.0)	315 (8.7)	225 (7.0)	450 (12.5)	3,200 (100.0)	3,610 (100.0)
極 東	430 (93.5)	470 (85.5)	-	-	30 (6.5)	80 (14.5)	460 (100.0)	550 (100.0)
ア フ リ カ	5 (10.0)	200 (40.8)	5 (10.0)	250 (51.0)	40 (80.0)	40 (10.2)	50 (100.0)	490 (100.0)
ヨ ー ロ ッ パ	90 (40.0)	125 (40.3)	65 (28.9)	115 (37.1)	70 (31.1)	70 (22.6)	225 (100.0)	310 (100.0)
計	6,805 (91.0)	8,900 (84.0)	235 (3.1)	915 (8.6)	440 (5.8)	780 (7.4)	7,480 (100.0)	10,595 (100.0)

注：(1)カッコ内は構成比。

(2)大手石油会社とは前述の8大メジャーを指す。

(3)その他とは各国の国営企業を指す。

資料：PPS, 1963年4月号, 143ページより算出。

たことなどが背景をなしている。利権の設定には普通、開発面積を確定し、しかも開発期限を明示するが、その設定に際して新興産油国は、開発期限を短縮し、また開発面積を細切れにして多くの石油会社の導入をはかり、相互に競争させることによつて開発テンポを早めるという方法をとつたために、多くの独立会社は開発参加へのチャンスが与えられることになった。この方式は、イランあるいはスエズの有化紛争にもとづく「石油危機」の時期には特に効果的なものであった。一九五三年からとられたリビアにおける開発方式がそれである。⁽²⁰⁾第8表は北アメリカを除く自由世界における業者別産油量を示したものであるが、そのことを如実に物語っている。すなわち、一九五七年から六一年にいたる期間に、独立会社による産油量は三・一%から八・六%へとシェアを伸ばし、特にアフリカでは飛躍的に増大させて、五七年の五〇〇〇バレルから二五万バレルと五〇倍に原油供給を増加させている。この結果、アフリカにおいてはメジャーを抑えて独立会社は過半の原油を世界市場に供給できるようになり、これとは対照的に、メジャーのシェアは総計において九一%から八四%に低落している。こうして、独立

会社は世界の各地域での石油開発事業に参入していったので、戦前までのメジャー独占は終りを告げ、同時に国際石油業におけるカルテルとしての機能も動揺するにいたった。新興産油国は、メジャー・独立会社間の競争を利用して、利権改訂に際してはメジャーに比して力の弱い独立会社をまず矢面に立てて折衝を行い、自己に有利な条件を引き出すことよつて、メジャーの力を少しずつ殺いでいくことができたのである。この意味で、メジャーの独占を切り崩してその弱体化をもたらしたものは、まずその競争相手としては余りにも弱小な独立会社にあつたといえよう。

(20) リビアの開発戦略については、小松直幹、前掲書、一〇七ページ以下を参照されたい。

第三に、以上の結果として一九六〇年代の石油過剰時代を招来することになった。五〇年代末から六〇年代にかけての原油価格の低落は、メジャー、独立会社、国营企業の三者が入り乱れての開発競争の産物であり、いまやカルテルとしてのメジャーの調整力が作動しなくなつたことを意味する。ここから逆に、産油国自身が原油供給をコントロールすることを通じて、原油価格の値崩れを阻止し、石油資源を国内の経済発展に利用しようという構想が生まれてくる。世界の石油埋蔵量の大半が集中する中東地域は、殆んどを石油輸出に依存するという一次産品国で占められており、その石油産業が外国資本によつて支配されている状態から脱却するためには、穏健派、急進派という考え方の違いはあるにせよ、石油生産に政府みずからならぬかの形で関与していく道が模索されていくのは当然なことである。一国の経済発展は、みずから内蔵する自然資源を自己の支配の下で自由にコントロールできるところからまず展望が与えられるとすれば、新興独立国の六〇年代の動きは、自然資源に対する固有の権利を主張し、結果していく歴史の必然性は不可避であるといわなければならない。きわめて不十分ではあつたとはいえ、その端緒をなしたのがOPE

Cであった。

最後に第四として、スエズ運河の航行停止に伴って、中東原油のヨーロッパへの輸送がアフリカを回路しなければならなくなったため、大型タンカーの開発を促したことである。大型タンカーの登場は、従来の港湾の許容範囲を大幅に超え、各国とも港湾の拡張・整備に取り組むことになったばかりか、大量の原油を処理するために港湾の近くに石油化学コンビナートが建設⁽²¹⁾されることにもなったので、環境汚染問題が発生することになった。さらに、紛争に伴う原油供給の不安定から、石油依存体制に対する見直しが行われることになり、ここに石炭・水力などと並んで、一次エネルギー源として新たな原子力を利用したエネルギー源が開発されていくことになった。すでに一九五三年、アメリカのアイゼンハワー大統領は国連における演説で、原子力の平和利用を訴え、大量の電力を世界に供給する構想を発表したが、これまたそれが各国に採用されていくにしたがって、環境問題を提起していくことになった。原子力の平和利用が各国で実現していくのはこの話になるが、それはとも角、環境・公害問題の発生の萌芽が石油産業をめぐる紛争を踏まえて五〇年代に醸成されていったことを指摘しておかなければならない。

(21) 石油の消費地精製方式の進展については、さしあたり並木信義・日本経済研究センター編「検証 石油危機の時代」一九八三年、日本経済新聞社、九五―九七ページ、を参照されたい。

(一九九一年八月一三日)

〔未完〕

(追記) 本稿に対して法政大学から特別研究助成金の交付を受けた。記して謝意を表する。